

# 第16回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年2月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

**開催場所** 東京都文京区後楽一丁目5番3号  
後楽国際ビルディング  
日中友好会館 本館  
地下1階 大ホール  
※会場が昨年の定時株主総会とは異なります。



## 目次

第16回定時株主総会招集ご通知	03
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	07
第2号議案 取締役10名選任の件	08
第3号議案 監査役1名選任の件	15
第4号議案 退任取締役に対する特別功績金贈呈の件	18
事業報告	19
計算書類	44
監査報告書	46

株式会社 F P パートナー

証券コード：7388

株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

株主の皆様には、日頃より当事業へのご理解を賜っております中、2025年8月に関東財務局より保険業法に基づく業務改善命令を受領した件につきまして、多大なご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社はこの事態を厳粛に受け止め、業務運営態勢の抜本的な見直しと継続的な改善に全力で取り組んでまいります。同年10月には業務改善計画を公表し、計画に沿った社内態勢の再構築を進めるとともに、ガバナンスの強化とお客さま本位のサービス提供の徹底を図っております。

創業以来大切にしてきた「お客さま優先」の理念を経営の根幹とし、企業文化の再構築と意思決定プロセスの変革に注力することで、信頼の回復と企業としての責務を全うしてまいります。また、「信頼を一から築き直し、常に進化し続ける」という当社の決意を込めた新たなコーポレートスローガン「NEXT」を掲げ、改善計画の確実な実行に取り組み、持続的な成長基盤の構築に努めます。

今後も株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーとの健全かつ長期的な関係を築き、企業価値の向上に邁進してまいります。引き続き、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株式会社F Pパートナー  
代表取締役社長  
黒木 勉



「一人ひとりの人生に寄り添うパートナーとして、  
次のステージへ共に歩み続けます。」

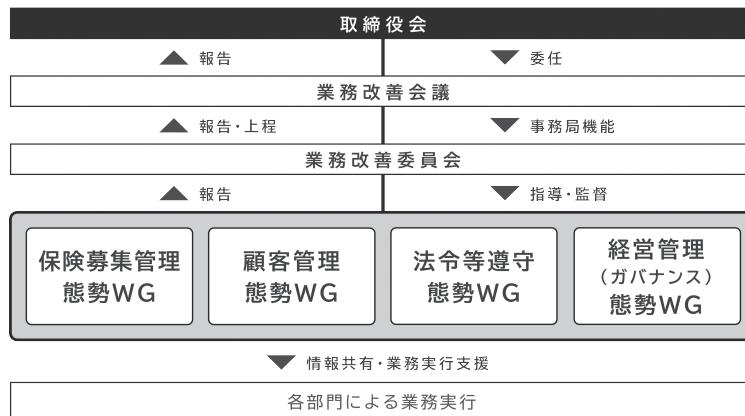
## ■業務改善計画に基づく今後の取組みについて

### 1. 態勢強化推進のための重点項目

- (1) 当社のビジネスモデルの特性に応じた保険募集管理態勢の確立  
顧客本位を基盤に、部門連携と組織力を強化し、透明・健全な保険募集管理態勢を構築してまいります。
- (2) 顧客本位の業務運営（情報提供義務・意向把握・確認義務を着実に実施するための実効的な態勢の確立）  
最適な商品選択のご支援や、業務品質とサービス水準の向上を通じて、顧客本位の業務運営を確実に推進してまいります。
- (3) 適切な保険募集を行うための法令等遵守態勢の確立  
全社員への教育・研修の実施により、コンプライアンス意識の一層の向上を図り、適切な保険募集を徹底してまいります。
- (4) 経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化  
取締役会をはじめ組織全体の透明性を高め、持続可能な企業活動を実現するための強固な経営基盤を構築してまいります。
- (5) 情報管理・開示における信頼性と誠実性の追求  
情報セキュリティ態勢の強化等を通じ、法令遵守意識の向上を図るとともに、信頼性の高い情報開示を行ってまいります。

### 2. 業務改善計画推進のための体制について

取締役会の実効性強化を図るとともに、新たな組織として、2025年12月に「業務改善会議」及び「業務改善委員会」を設置いたしました。業務改善会議は業務改善計画の推進に必要な議論と意思決定を担い、業務改善委員会は事務局として、各重点項目に関するワーキンググループの指導・監督を行います。これらの体制により、業務改善計画の確実な実行に努めます。



証券コード 7388  
2026年2月12日  
(電子提供措置の開始日2026年2月5日)

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目5番3号  
後楽国際ビルディング5階

**株式会社F Pパートナー**

代表取締役社長 黒 木 勉

## 第16回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://fpp.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（F Pパートナー）、又は証券  
コード（7388）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください  
ようお願い申し上げます。



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

QRコードは  
議決権行使書用紙に  
ございます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類の内容をご検討のう  
え、2026年2月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し  
上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2026年2月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目5番3号 後楽国際ビルディング  
日中友好会館 本館 地下1階 大ホール  
※会場が昨年の定時株主総会とは異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「第16回定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項 第16期(2024年12月1日から2025年11月30日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 退任取締役に対する特別功績金贈呈の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求をされていない株主様には、電子提供措置事項のうち株主総会参考書類等も合わせてご送付しております。また、書面交付請求をされた株主様へご送付する書面には、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席される場合



### 株主総会へのご出席

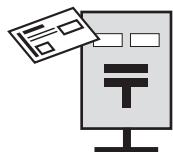
同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

**開催日時** 2026年2月27日（金曜日）午前10時

## 株主総会にご出席されない場合

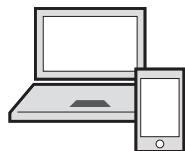


### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2026年2月26日（木曜日）午後6時まで



### 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**行使期限** 2026年2月26日（木曜日）午後6時まで

### インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年2月26日（木曜日）午後6時まで

■書面とインターネット（「スマート行使」を含む）により二重に議決権行使をされた場合は、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

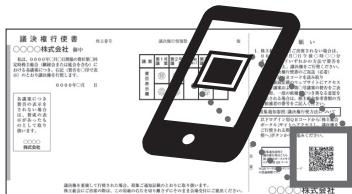
■インターネット（「スマート行使」を含む）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

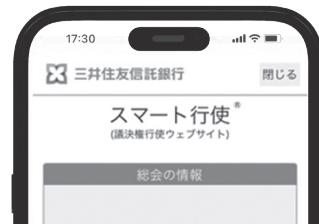
インターネット行使期限  
2026年2月26日(木)午後6時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**株主総会ポータルURL** ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内

**事前質問受付期限 2026年2月20日(金)正午まで**

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆様の間関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

当社自社ビルの老朽化による建替えに伴う、建替え後のビルの有効活用及び今後の事業内容の拡大・多様化に対応するため、当社の本店所在地を移転させることから、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。

なお、本変更の効力発生日は、2026年3月16日といたします。

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都 <u>台東区</u> に置く。

## 第2号議案 取締役10名選任の件

定款の規定により取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>くろ き つとむ 黒 木 勉</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1967年11月29日生</p> <p>●取締役在任期間 8年1か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 4,086,403株</p>	<p>1992年4月 朝日信用金庫入社</p> <p>1999年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2005年3月 株式会社エフピーコンサルティング 代表取締役</p> <p>2017年12月 合同会社F Pコンサルティング設立 代表社員 (現任)</p> <p>2018年1月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2025年5月 公益財団法人KUROKI FOUNDATION設立 代表理事 (現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>黒木氏は、当社設立以来、高いビジョンと強いリーダーシップで当社を牽引し、お客さまとご家族の一生涯を保障で守り、安心に満ちた人生の時間をお客さまと共有する関係である「本来あるべき保険業」を追求することで、保険業界における当社の確固たる地位を確立しております。引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">あ だち けん じ 安 達 健 二</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1972年7月31日生</p> <p>●取締役在任期間 8年1か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回(25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 9,755株</p>	<p>1995年4月 東京生命保険相互会社(現T&amp;Dフィナンシャル生命保険株式会社)入社</p> <p>2000年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(現メットライフ生命保険株式会社)入社</p> <p>2004年9月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2014年4月 株式会社エフピーコンサルティング 入社</p> <p>2015年11月 同社 取締役</p> <p>2018年1月 当社 取締役</p> <p>2020年10月 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役(現任)</p> <p>2022年5月 当社 取締役兼損保事業部長</p> <p>2023年4月 当社 取締役</p> <p>2024年1月 サプライズジャパン株式会社 代表取締役</p> <p>2026年1月 当社 取締役兼経営企画部長(現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>安達氏は、損害保険の代理事業の拡大を図るとともに、提携先の拡大及び集客モデルの多様化を推進しております。また、コールセンターを活用した保険相談案件を開拓することで、顧客数の飛躍的な増加に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		
3	<p style="text-align: center;">さい とう たくみ 齋 藤 巧</p> <p><b>再任</b></p> <p>●生年月日 1974年12月28日生</p> <p>●取締役在任期間 13年4か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回(25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 8,165株</p>	<p>1997年4月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社</p> <p>2003年7月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(現メットライフ生命保険株式会社)入社</p> <p>2010年3月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2012年10月 当社 代表取締役</p> <p>2018年1月 当社 取締役兼管理部長</p> <p>2022年5月 当社 取締役兼人事部長</p> <p>2022年10月 当社 取締役</p> <p>2024年1月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長</p> <p>2025年3月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長兼管理部長(現任)</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>齋藤氏は、創業当初より管理部門の構築に尽力し、管理部門全般における経験及び知見を有しております。また、当社の前身である、あんしんFPパートナー株式会社の代表も務めた経験から、会社経営におけるリスクマネジメント等、当社の経営基盤構築に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社のさらなる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">しお いり みつ ひで 塩 入 満 秀</p> <p>新任</p> <p>●生年月日 1967年 6 月 4 日生</p> <p>●所有する当社株式の数 1,400株</p>	<p>1990年 4 月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社</p> <p>1999年 5 月 アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社（現SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社</p> <p>2014年 4 月 同社 市場開発室長</p> <p>2015年 7 月 同社 法人営業部長</p> <p>2017年 4 月 同社 関西開発営業部長</p> <p>2025年 4 月 当社 入社 当社 執行役員 内部監査部長（現任）</p>
<p><b>■取締役候補者とした理由</b></p> <p>塩入氏は、保険会社の管理部門での勤務経験を活かし、当社に入社後、内部監査部門を統括し内部管理体制の強化、業務改善に向け尽力しております。引き続き、その豊富な経験と見識を活かした当社のさらなる事業拡大・企業価値創造への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。</p>		
5	<p style="text-align: center;">い さか よし ひろ 井 阪 喜 浩</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1955年 7 月 6 日生</p> <p>●取締役在任期間 3年 7 か月</p> <p>●取締役会出席状況 25回（25回開催）</p> <p>●所有する当社株式の数 10,483株</p>	<p>1979年 4 月 大蔵省（現財務省） 入省</p> <p>2004年 6 月 外務省在英日本大使館公使</p> <p>2007年 7 月 国税庁長官官房審議官（国際担当）</p> <p>2009年 7 月 名古屋国税局長</p> <p>2010年 8 月 外務省大臣官房審議官（欧州局担当）</p> <p>2012年 7 月 国税不服審判所次長</p> <p>2013年 6 月 株式会社東京証券取引所 執行役員</p> <p>2017年 4 月 株式会社日本取引所グループ 常務執行役員 株式会社東京証券取引所 常務執行役員 株式会社大阪取引所 常務執行役員</p> <p>2022年 4 月 株式会社日本取引所グループ 顧問</p> <p>2022年 7 月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2025年 3 月 陽和土地株式会社 監査役（現任）</p>
<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>井阪氏は、行政機関等において要職を務め、金融全般及びコーポレート・ガバナンスに関して幅広い知見を有しており、取締役会において主に金融行政の専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p style="text-align: center;">すず き まさ き 鈴木正規</p> <p>■再任 ■社外 ■独立</p> <p>●生年月日 1955年4月18日生</p> <p>●取締役在任期間 2年8か月</p> <p>●取締役会出席状況 24回(25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 8,734株</p>	<p>1978年4月 大蔵省(現財務省) 入省</p> <p>2002年7月 金融庁 監督局 銀行第一課長</p> <p>2005年7月 財務省 主計局次長</p> <p>2007年7月 財務省 大臣官房総括審議官</p> <p>2008年7月 環境省 大臣官房審議官</p> <p>2012年9月 環境省 大臣官房長</p> <p>2014年7月 環境省 環境事務次官</p> <p>2015年10月 株式会社イオン銀行 代表取締役会長</p> <p>2016年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長</p> <p>2017年3月 イオン株式会社 執行役 総合金融事業担当</p> <p>2023年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2024年3月 キヤノン株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2024年8月 株式会社オオバ 社外取締役(現任)</p> <p>2025年6月 阪急阪神不動産株式会社 社外取締役(現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>鈴木氏は、財務省及び金融庁で要職を歴任しており、金融行政の知見を深めるとともに、事業会社での豊富な経営経験を有しています。取締役会において主に金融行政における専門の見地及び会社経営全般における経験から当社の経営に対し適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<p style="text-align: center;">た なか なお ゆき 田 中 尚 幸</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1980年 9 月29日生</p> <p>●取締役在任期間 1年</p> <p>●取締役会出席状況 20回 (20回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 2,643株</p>	<p>2009年12月 弁護士登録 山川萬次郎法律事務所 (現山川・藤原法律事務所) 入所</p> <p>2011年 5 月 露木・赤澤法律事務所 入所</p> <p>2018年 4 月 一般社団法人スポーツキャリアアドバイザーズ 代表理事 (現任)</p> <p>2018年12月 株式会社oh庭ya 社外監査役 (現任)</p> <p>2021年 4 月 トップランナー法律事務所開所 代表 (現任)</p> <p>2025年 2 月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 田中氏は、法律事務所を開所し、法律全般、特に労務、リスク管理において幅広い知見を有しており、取締役会において弁護士としての専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>
8	<p style="text-align: center;">なか がわ ま き こ 中 川 真 紀 子</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1973年 5 月22日生</p> <p>●取締役在任期間 3年</p> <p>●取締役会出席状況 24回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 3,000株</p>	<p>2001年10月 中央青山監査法人 入所</p> <p>2007年 8 月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2019年 9 月 中川公認会計士事務所開所 代表 (現任)</p> <p>2020年 7 月 ESネクスト監査法人 (現ESネクスト有限責任監査法人) 設立 理事パートナー (現任)</p> <p>2020年 9 月 株式会社タウンズ 社外監査役 (現任)</p> <p>2022年 2 月 当社 社外監査役</p> <p>2023年 2 月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 中川氏は、大手監査法人での実務経験及び監査法人設立に参画し、多くの企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会において専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者としていたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	<p style="text-align: center;">おお やま とおる 大 山 亨</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外] [独立]</p> <p>●生年月日 1967年 8月24日生</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>1991年 4月 山一証券株式会社 入社  1998年 4月 富士証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 入社  2001年 3月 HSBC証券会社 東京支社 入社  2003年 7月 有限会社セイレーン 代表取締役 (現任)  2005年 4月 株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役 (現任)  2007年 1月 IG証券株式会社 社外監査役 (現任)  2014年 6月 株式会社イオレ 社外監査役 (現任)  2019年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)  2022年 5月 株式会社アズ企画設計 社外取締役 (監査等委員) (現任)  2025年 1月 ジャパンM&amp;Aソリューション株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>
<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>  大山氏は、証券会社の公開引受部での勤務経験を持ち、株式上場コンサルタントとして、コーポレートガバナンス、財務・会計に関する専門的知見を有しております。豊富な経験と専門的見識、上場企業を始め他の企業の社外役員としての職務経験をもとに当社取締役会の意思決定機能や監督機能への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		
10	<p style="text-align: center;">くわ ばら あさ み 桑 原 麻 美</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外] [独立]</p> <p>●生年月日 1987年 2月13日生</p> <p>●監査役在任期間 3年</p> <p>●取締役会出席状況 25回 (25回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 4,862株</p>	<p>2009年 4月 有限会社あずさ監査法人 入所  2014年 9月 桑原公認会計士事務所開所 所長 (現任)  2022年12月 株式会社Legaseed 監査役 (現任)  2023年 2月 当社 社外監査役 (現任)</p>
<p><b>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>  桑原氏は、公認会計士として企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会において専門的見から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。現在、社外監査役として当社の監査体制強化に尽力いただいておりますが、これからは公認会計士として培われた専門的知識、及び社外役員の経験を活かして、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者黒木勉氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 井阪喜浩氏、鈴木正規氏、田中尚幸氏、中川真紀子氏、大山亨氏及び桑原麻美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者井阪喜浩氏、鈴木正規氏、田中尚幸氏、中川真紀子氏及び桑原麻美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、取締役候補者大山亨氏が社外取締役として選任された場合、同様に独立役員として届出を行う予定です。
5. 当社は取締役井阪喜浩氏、鈴木正規氏、田中尚幸氏及び中川真紀子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定です。大山亨氏が取締役に選任された場合、当社は大山亨氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定です。また、桑原麻美氏とは監査役として当該責任限定契約を締結しておりますが、取締役に選任された場合、当該責任限定契約を取締役として締結しなおす予定です。
6. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当社は、2026年3月に同契約を同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、当社取締役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該補償契約をそれぞれ締結又は継続する予定です。
8. 各候補者が所有する当社株式の数には取締役候補者名義の所有株式以外に、役員持株会を通じて実質的に所有する株式数を含みます。
9. 取締役候補者大山亨氏は株式会社トラスティ・コンサルティングの代表取締役であり、当社は同社との間でコンサルティング契約を締結しておりましたが、2026年1月末日をもって同契約を解除しております。なお、当該契約にもとづく報酬の額は僅少であり、当社の社外役員の独立性基準及び東京証券取引所の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
10. 井阪喜浩氏、鈴木正規氏、田中尚幸氏及び中川真紀子氏が当社社外取締役在任中に、当社は、当社の保険代理店としての経営管理態勢、保険募集管理態勢に関する問題により、2025年8月6日に関東財務局より保険業法第306条に基づく行政処分を受けました。各氏は、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った発言を行っており、行政処分後は、事実経緯の正確な把握と報告を求め、業務運営の適正化に向けた仕組みや態勢の見直しを促すとともに、2025年10月6日付「業務改善計画書」の提出後はその進捗状況を確認し、独立した客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役桑原麻美氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、小川加織氏は桑原麻美氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">お がわ か おり 小 川 加 織</p> <p>■ 新任 ■ 社外 ■ 独立</p> <p>● 生年月日 1982年 5月11日生</p> <p>● 所有する当社株式の数 一</p>	<p>2007年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2013年 3月 MCC PTA Asia Pacific PTE. LTD. 入社</p> <p>2014年 4月 Marubeni ASEAN Pte. Ltd. 入社</p> <p>2016年 2月 コカ・コーライーストジャパン株式会社（現コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社）入社</p> <p>2019年10月 Mazars有限責任監査法人（現Fovis Mazars Japan有限責任監査法人）入所</p> <p>2022年 2月 小川公認会計士事務所 開所 代表（現任）</p> <p>2025年 6月 株式会社ブイ・テクノロジー 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>
<p>■ 社外監査役候補者とした理由</p> <p>小川氏は、有限責任あずさ監査法人で会計監査に従事後、海外法人及び事業会社において業務監査に従事した長年の監査経験があり、また、公認会計士事務所を開設し代表としてガバナンス強化支援のコンサルティング業務をしております。その豊富な経験と深い見識等をもとに、当社監査態勢のさらなる強化に貢献していただきたく、社外監査役候補者としたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 小川加織氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 小川加織氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合には、独立役員として指定する予定です。
4. 当社は、当社監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。当社は、小川加織氏が監査役に選任された場合、当該責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって

生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。小川加織氏が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。

6. 当社は、当社監査役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。当社は、小川加織氏が監査役に選任された場合、当該補償契約を締結する予定です。

## (ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

(注)

1. 本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の、取締役及び監査役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。
2. 役職は、原案どおり承認可決された場合、本総会終了後に就任予定の地位を記載しております。
3. 各氏の役割に照らして特に発揮が期待されるスキル・経験を記載しており、各候補者が保有する全ての知見・経験を表すものではありません。

氏名		黒木 勉	安達 健二	齋藤 巧	塩入 満秀	井阪 喜浩	鈴木 正規	田中 尚幸	中川 真紀子	大山 亨	桑原 麻美	渡邊 哲也	木野 綾子	小川 加織
役職		代表取締役社長	取締役	取締役	取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	監査役	社外監査役	社外監査役
特に期待するスキル・経験	企業経営	○		○			○		○	○				
	営業・マーケティング	○	○		○									
	法務・コンプライアンス リスクマネジメント	○		○	○	○		○		○		○	○	○
	財務・会計	○		○		○	○		○	○	○	○		○
	人事・労務	○		○		○		○					○	
	IT・デジタルイノベーション			○				○	○			○		
	サステナビリティ					○	○							
	金融業界・金融行政	○				○	○		○	○	○	○		
	保険業界	○	○	○	○									

#### 第4号議案 退任取締役に対する特別功績金贈呈の件

本株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします田中克幸氏に対し、在任中の功労に報いるため、特別功績金を贈呈したいと存じます。

同氏は、2014年に当社入社後、主に経営企画部門を統括し、当社が2022年9月にグロース市場へ上場し、および2023年9月にプライム市場へ市場区分変更に至るまで経営管理に尽力いただきました。また、その後も当社の企業価値向上に向け事業の発展と成長に多大な功績を残しました。

なお、本議案の内容は、委員の過半数を独立社外取締役が占める任意の機関である指名報酬委員会において審議を行ってまいりました。当社は、当社取締役会において取締役に対し退職慰労金を支給しない方針であることを決定しておりますが、上記の理由および一連の審議の結果に照らして、取締役会においても金額、内容とともに相当であると判断しております。

贈呈の時期、方法については、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の特別功績金額及び略歴は、次のとおりであります。

氏名	金額	略歴
田中克幸	50,000,000円	2014年5月 当社 入社 2015年11月 当社 取締役 2018年1月 当社 専務取締役兼経営企画部長 2022年11月 当社 専務取締役兼経営企画部長兼リスクマネジメント部長 2023年2月 当社 専務取締役兼経営企画部長 2026年1月 当社 専務取締役（現任）

以上

# 事業報告

(2024年12月1日から  
2025年11月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### 【経営環境】

当事業年度（2024年12月1日～2025年11月30日）における日本経済は、緩やかな回復基調を維持しています。2025年11月の景気DIは44.1となり、6か月連続で改善傾向が見られました。国内景気は、仕入単価の上昇が伸び悩む要因となったものの、観光産業や半導体需要の好調を受け、全体としては改善傾向が続きました。今後の国内経済については、一進一退を繰り返しつつも、緩やかな回復基調が継続すると見込まれます（出典：株式会社帝国データバンク「2025年11月の景気動向調査」）。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が全体の回復を下支えすることが期待されますが、米国の通商政策が国内経済に与える下振れリスクに対しては、引き続き、慎重な注視が必要です（参考：内閣府「月例経済報告（令和7年11月）」）。

金融分野においては、11月に日経平均株価が過去最高値を更新するなど、市場の活況が続いています。また、「貯蓄から投資へ」という流れが一層進み、特に投資信託を活用したNISAやiDeCoの普及拡大に伴い、金融リテラシーの重要性が高まっています。こうした背景から、当社サービスへの需要も着実に増加しています。

保険業界においては、個人年金保険の新規契約件数が前年同期比で微減となりました（出典：一般社団法人生命保険協会「生命保険事業概況」月次統計 2025年9月）。一方で、2人以上世帯における医療保険の世帯加入率は95.1%と、医療系保障に対するニーズは非常に高い傾向です。また、死亡・医療・老後・介護への経済的備えについて「現在の備えでは不安」と回答する割合は6～7割に上り、今後増やしたい生活保障準備項目としては、世帯主や配偶者の老後生活資金や介護資金が高い割合を示しています（出典：公益財団法人生命保険文化センター「2024（令和6）年度 生命保険に関する全国実態調査」）。

当社においては、契約件数の伸びに停滞が見られるものの、お客さまの将来に対する不安の高まりを受け、資産形成や老後資金準備に関するご相談をはじめ、サービスへの需要は今後も継続するものと期待できます。

当社は、2025年8月6日に関東財務局より行政処分（業務改善命令）を受けました。これを受け、同年10月6日付で「業務改善計画書」を同局に提出し、現在、その計画に基づき全社を挙げて改善に取り組んでおります。今後も、業務運営体制の抜本的な見直しと継続的

な改善を推進することで、お客さま及び社会からの信頼回復に全力を尽くしてまいります。

なお、当社は今後、当該業務改善計画の進捗状況について、6ヶ月毎に関東財務局に報告してまいります（初回報告基準日：2026年4月末日）。

本件の取組み詳細は、(4) ①に記載しております。

当事業年度における、各取組み状況は次のとおりです。

#### ① 営業社員数と保険契約見込顧客数の拡大：採用強化と社員の定着率向上に向けた施策の推進

当社は全国47都道府県に拠点を展開し、地域密着のサービス体制の強化に取り組んでいます。当事業年度は、営業社員及び販売網の拡充を重点施策とし、新たに491名の営業社員を採用いたしました。その結果、2025年11月末時点の営業社員数は2,333名となり、前期末比で7.3%減（185名減）となりました。また、採用活動強化の一環として、入社希望者に当社への理解を深めていただくため、全国各地で採用セミナーを開催し、計190回、延べ698名にご参加いただきました。さらに、定着率向上を目的とし表彰制度に関連する施策を実施するとともに、営業社員のスキル向上と営業体制の強化に努めております。

現在、保険契約の見込顧客数はやや低調に推移していますが、今後は営業社員数の拡充とあわせて、顧客基盤の拡大とサービス向上に向けた取組みを一層強化し、お客さまに安心してご相談いただける環境の整備に引き続き努めてまいります。

#### ② 契約譲受ビジネス：保険業法改正により問い合わせ件数が増加傾向

2025年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」の影響を受け、健全な代理店運営に求められるコンプライアンス対応の重要性が高まっています。2021年より開始した契約譲受ビジネスにおいては、代理店経営コストの上昇や後継者不足による代理店数の減少といった構造的な要因を背景とし、当社への問い合わせ件数が増加傾向にあります。同法は2026年5月末までに施行される予定であり、今後も同様の傾向が継続すると見込まれます。

当事業年度においては、合計14,620件の契約譲受移管について合意に達しました。このうち12,046件が生命保険契約であり、丁寧にアフターフォローを実施することで、既存契約の見直しを通じた新規契約の獲得も期待できます。また、非連結子会社であるプレステージ社については128,124件の契約を保有しております。

契約譲受ビジネスの拡大を見据え、新たな拠点として「総合支社」を開設し、当社への参画を希望する営業社員の受け入れ体制を整備する等、来期以降の事業拡大に向けた基盤づくりを着実に進めております。今後も、当社の強みである全国展開及び担当FP制を活か

し、より充実した顧客サポート体制を構築しながら、事業拡大に向けた取組みを進めてまいります。

### ③ マネードクタープレミアビジネス：新規出店と「ライフプラン相談会」開催による顧客接点の創出

当社は、人生設計からお金の終活まで、お客さまのお金に関するあらゆることを、落ち着いたプライベート空間でファイナンシャルプランナーへご相談いただける、ワンランク上のお金の総合サービス「マネードクタープレミア」を全国主要都市に展開しています。お客さまからのご支持を受け、当事業年度においては、新たに6店舗（イオンモール橿原店、あまがさきキューズモール店、心齋橋パルク店、イオンモール京都桂川店、イオンモール仙台上杉店、上大岡京急店）を開設いたしました。地域ごとの特性を活かした店舗コンセプトと、立地に即したイメージ戦略により、全国的に安定した集客増加を達成しております。

また、資産形成への関心が一層高まる中、今期も「マネードクタープレミア」店舗スタッフによる「ライフプラン相談会」を各地域で開催し、新規顧客との接点を創出するとともに、ブランド認知度の向上と集客拡大及びファイナンシャルプランニングの普及に取り組んでまいりました。今後もより多くのお客さまにご満足いただけるよう、サービス提供体制の強化に注力してまいります。

### ④ 損害保険の業績拡大：株式譲受により、さらなる事業拡大を目指す

当事業年度においては損害保険専任営業社員を17名増員いたしました。9月には、保険代理店であるプレステージ社の全株式取得に合意いたしました。これにより、損害保険事業の拡大と生命保険販売の強化が見込まれ、生損保両分野で高いシナジー効果が生まれるものと考えております。

また、当社は損害保険事業のさらなる成長を目指し、新規契約の獲得に加えて、損害保険代理店とのアライアンスによる事業拡大にも取り組んでおります。これらの取組みにより、損害保険事業の拡大を促進し、損害保険と生命保険のクロスセルを進めることで、売上高及び利益の増加を見込んでおります。

### ⑤ 新規事業領域：証券口座数と預かり資産残高が堅調に推移

当事業年度においても、証券口座数、預かり資産残高ともに順調に増加し、今後のストック収入の拡大に向けた基盤を確立しております。教育事業では、企業従業員向け金融教育プログラム「MONEY SCHOOL（略称：マネスク）」の全国展開を推進し、当事業年度の導入企業数は、前期末の6社から3社増加し、9社となりました。また、サービス内容

の一部改善により、マネスクの講師を務める「マネーティーチャー」との面談件数も増加傾向にあります。さらに、マネスクの受講を通じて金融商品にご関心をお持ちいただいたお客さまが、当社FPによるファイナンシャルプランニングをご希望され、実際に保険契約のお預かりにつながるケースが増えています。

今後もマネスクを活用した従業員金融教育の機会を継続的にご提供し、全国的な金融リテラシーの向上に貢献してまいります。

当社は今後も営業社員の採用強化、保険契約における見込顧客数の拡大及び業務の効率化に取り組んでまいります。また、全国に広がる当社のネットワークを最大限に活用し、地域社会に密着した営業基盤の強化を推進することで、業績向上を目指してまいります。どなたでも安心してファイナンシャルプランナーにご相談いただける環境を整え、金融リテラシーの向上と資産形成の支援に取り組めます。これらの事業活動を通じて、社会的価値の向上に努めてまいります。

#### 【当期の業績】

当事業年度の売上高は、営業社員数の純減、提携企業集客の減少等により、新規契約数が前期から減少し、32,104,060千円（前期比9.9%減）となりました。

売上原価は、売上高の減少に伴う外交員報酬の減少等により21,430,518千円（前期比8.7%減）となりました。販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う給料手当及び広告宣伝費の増加等により7,689,356千円（前期比12.8%増）となりました。

これにより営業利益は2,984,185千円（前期比44.0%減）、経常利益は3,153,767千円（前期比42.6%減）、当期純利益は2,042,386千円（前期比47.7%減）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は930,295千円となりました。

その主な内容は、自社ビルの取得及び建て替え745,346千円、事務所・店舗内装工事141,355千円となります。

## (3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により、65,540千円の資金調達を行いました。

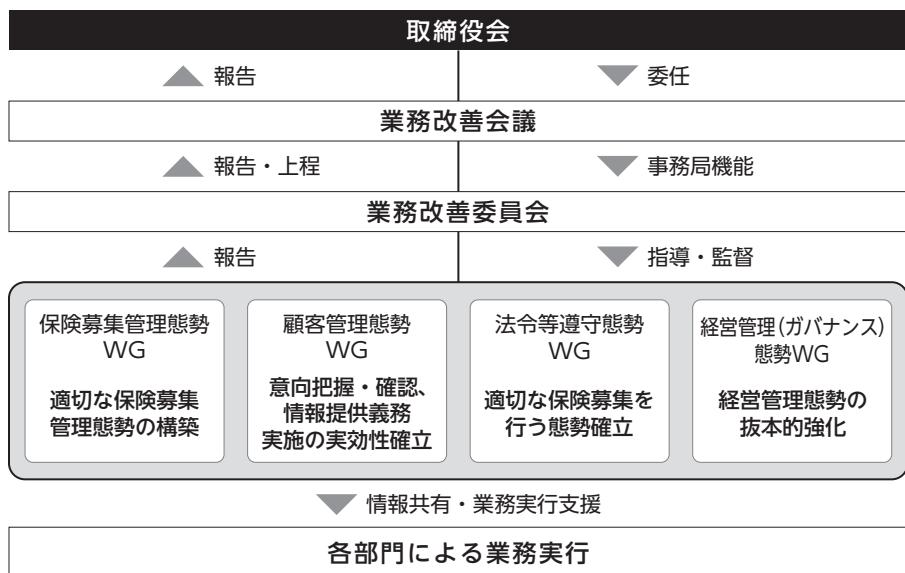
## (4) 対処すべき課題

### ① 業務改善計画の推進

当社は、業務改善計画推進のための会議体として、2025年12月1日付で、「業務改善会議」及び「業務改善委員会」を発足いたしました。10月15日に掲げたコーポレートスローガン「NEXT」のもと、「会社の実務価値はお客さまのために発揮されるもの」との認識を全社員で共有し、より価値ある企業へと変革すべく、全社一丸となって業務改善に取り組んでまいります。

業務改善会議は、業務改善計画に基づく改善施策の実効性を検証するとともに、改善活動の推進や定期的な全社員アンケート等を通じて、現場社員の意見を積極的に採り入れる場として運営いたします。

業務改善委員会は、業務改善会議の運営及び事務局機能を担い、各部門と連携し、各業務改善策の検討や現場の課題抽出を担う「ワーキンググループ」の指導・監督を行います。現場社員が主体的に参画し、経営層と現場が一体となる仕組みづくりにより、迅速かつ実効性のある経営を実現してまいります。



#### 【業務改善命令受領後の当社の取組み】

- 2025年8月6日 関東財務局より業務改善命令（行政処分）受領
- 2025年10月6日 同局に業務改善計画書を提出
- 2025年10月15日 コーポレートスローガン「NEXT」公表
- 2025年12月1日 業務改善会議及び業務改善委員会の発足

具体的な対応は下記のとおりです。

#### ■当社のビジネスモデルの特性に応じた保険募集管理態勢の確立

お客さま本位の業務運営を根底に据え、保険募集管理の透明性と健全性を確保するため、組織横断的な意思決定態勢を整備し、迅速かつ柔軟な経営対応を可能とします。従来の縦割りの経営態勢から脱却し、部門間の連携を強化した経営態勢へと転換を図るとともに、信頼性の高い保険募集管理態勢の構築に向け、組織力と人員配置の両面で体制の強化を図ってまいります。

### ■顧客本位の業務運営

(情報提供義務・意向把握・確認義務を着実に実施するための実効的な態勢の確立)

当社はお客さまの利益を最優先に、丁寧で正確な情報提供と適切な意向把握・確認に努めます。お客さまにとって最適な商品選択のご支援、業務品質・サービス水準の向上、履行状況を確認できる態勢の整備等を通じて、顧客本位の業務運営を着実に実施することで、保険募集活動における信頼性の向上を図ってまいります。

### ■適切な保険募集を行うための法令等遵守態勢の確立

当社は、法令遵守と内部統制を経営の最重要課題と位置づけ、全社員への教育・研修を通じてコンプライアンス意識の向上を図るとともに、お客さま本位の業務運営を支える組織態勢の強化に努めます。制度改正への柔軟な対応や保険業務プロセスにおける適正な運営を通じて、企業としての社会的責任を果たし、お客さまからの信頼に応える募集管理態勢の強化に努めてまいります。

### ■経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化

健全で持続可能な企業活動の実現に向け、形式的な統治にとどまらない、実効性ある経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化を進めています。取締役会の機能強化や社外取締役の知見活用をはじめ、組織全体の透明性・健全性・信頼性の向上と、変化に強い経営基盤を構築してまいります。

### ■情報管理・開示における信頼性と誠実性の追求

適正な情報管理と透明性ある情報開示を通じて、ステークホルダーの皆様からの信頼にお応えします。情報セキュリティ態勢や個人情報保護の強化、顧客情報の管理・活用の質向上を通じて、リスクマネジメント意識の向上を図ります。情報開示においてもわかりやすさと適正性に留意し、より信頼性の高い発信を行ってまいります。

上記で掲げた業務改善計画の着実な推進に加え、2025年5月に成立した「保険業法の一部を改正する法律」への対応につきましても、確実に進めてまいります。今後も万全の準備を整え、円滑な業務運営を実現してまいります。

## ② 保険代理店事業の確実な成長

当社は、全国展開する営業網を最大の強みとし、これをさらに拡大することで事業の持続的な成長を目指します。お客さまサイドに立ち、共に解決策を考える伴走型ファイナンシャ

ルプランニングを全国のあらゆる地域で提供し、顧客からさまざまなお金に関する相談を承ります。人生設計や資産形成のためのアドバイスを行うことで、顧客に安心を提供することは、当社の社会的な意義かつ使命であると考え活動しております。

当社では、顧客へのフォロー体制を強化するとともに、営業社員の安定した訪問先を確保することを目的として、契約譲受や全国規模の異業種企業との提携を積極的に推進し、企業としての集客力向上に取り組んでいます。また、「保険業法の一部を改正する法律」により、態勢整備の強化が求められています。当社はこの法改正をお客さま本位のサービスを強化するための成長機会と捉え、データ整備やDX（Digital Transformation）を積極的に推進し、業務品質の向上を図ってまいります。また、これらの取り組み状況を開示することで、透明性の高い事業運営を行います。より良いサービスを提供することが業務品質と顧客満足度の向上につながり、確実な成長の基盤になると考えております。

### ③ 成長を加速させる新規ビジネスの開拓と推進

保険業界の国内市場が成熟化する中、持続的な成長を実現するための戦略として、新規ビジネスの開拓と推進が重要性を増しています。当社においては契約譲受の拡大に注力し、顧客基盤の強化や保険契約数の増加を実現することで、収益の安定性を高めます。これにより、特定市場への依存リスクを軽減し、より安定的な経営基盤を構築することが可能となります。またIFAビジネスや金融教育事業など、近隣分野を通じた顧客接点の拡大や収益源の多様化を図ります。

同時に、当社の強みである全国展開の営業網と営業社員数を活かし、経営資源の最適配分を実現することで、全社的なコスト効率の向上も期待できます。

顧客価値の創造においては、ファイナンシャルプランニングや資産形成など、顧客の多様なニーズに応える総合的なサービスを提供します。これにより、顧客接点が拡大し、ブランド価値と顧客満足度の向上が実現します。さらに、競合他社との差別化が可能となり、市場シェアの拡大につながります。

これらの取組みは相乗効果を生み出します。新規事業を通じて獲得した知見や顧客基盤は、既存事業の強化にも寄与し、総合的な企業価値の向上と持続的な成長の実現を可能にします。

### ④ 事業拡大を支えるデジタル技術への投資（DX）

近年、デジタル技術の急速な発展を背景に、保険業界においてもその影響はますます顕著となっております。当社におきましても、多様化する顧客ニーズやデジタル化の進化に的確に対応し、より高品質なサービスのご提供を目指しております。その一環として、セキュリティ及び個人情報保護に十分配慮しつつ、CDPやCRMなどのデジタルツールを積極的に活

用した業務推進に努めてまいります。

既に保有している顧客情報をはじめとする大量のデータを整備し、業務効率や生産性の向上を図るとともに、マーケティングへの応用など、デジタル技術への投資は企業価値の向上と顧客満足度の向上に寄与すると考え、継続的に推進してまいります。

#### ⑤ 人的資本への投資

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠です。社員教育の強化と研修制度の充実により、社員の生産性向上と業務の効率化を図ります。また、社員が希望する職種への異動を表明しやすい環境を整備し、適正に合わせた配置の効率化を行います。同時に、異動に伴うリスクリング機会の提供を通じて、組織力とバックオフィスの機能を強化します。これにより、社員一人ひとりの成長を促し、組織全体の活性化を目指します。さらに、健康経営への取組みや社員のメンタルヘルスケアの強化にも継続的に取り組み、働きやすい環境を整備します。これらの総合的な取組みにより、当社は持続的な成長を実現してまいります。

#### ⑥ 積極的情報開示とIR活動の強化

当社は、全てのステークホルダーの皆様と信頼関係を築くためには、正確かつ明確な情報発信が不可欠であると考えております。業務改善計画の進捗状況等、各種取組みの内容については、随時、当社ホームページで開示いたします。また、株主及び投資家の皆様との建設的な対話を通じて企業価値の向上を目指し、IR活動を一層強化してまいります。さらに、より幅広いステークホルダーの皆様との接点を広げるため、保険業界や当社のビジネスモデルについて理解を深めていただける資料の整備及び海外投資家の方々に向けた英語版資料や情報発信の充実にも取り組んでおります。投資家の皆様と対話する中で寄せられたご意見は、積極的に経営に反映し、今後も透明性の高い企業経営を推進してまいります。適切で丁寧な情報開示を心がけ、皆様に安心してお選びいただける企業を目指してまいります。

今後とも、確かな信頼をいただけるように顧客本位の業務運営を行ってまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	2022年11月期 第13期	2023年11月期 第14期	2024年11月期 第15期	2025年11月期 第16期 (当期)
売 上 高	25,605,752千円	30,559,562千円	35,617,526千円	32,104,060千円
当 期 純 利 益	2,366,809千円	3,953,751千円	3,903,160千円	2,042,386千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	115.03円	171.74円	169.85円	88.79円
総 資 産	14,265,605千円	19,150,483千円	18,525,722千円	18,401,644千円
純 資 産	8,656,777千円	12,647,478千円	11,832,667千円	11,821,424千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	376.08円	545.21円	516.53円	508.60円

(注) 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2022年11月期の期首時点で当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

事 業	主要サービス
保 険 代 理 店	生命保険の募集、損害保険の代理

## (8) 主要な事業所 (2025年11月30日現在)

【本 社】 本社 (東京都)

【統括部】 東北・北海道 (宮城県)、首都圏 (東京都)、中日本 (愛知県)、西日本 (大阪府)、中国・四国 (広島県)、九州 (福岡県)

【支社等】 支社154カ所、店舗38カ所

### (9) 従業員の状況 (2025年11月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,601名	180名減	46.4才	4.4年

(注) 上記従業員数に臨時従業員の数は含まれておりません。なお、当期における臨時従業員の平均雇用人数は24名(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、出向者・派遣社員・業務委託を除いております。

### (10) 主要な借入先 (2025年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,117,300千円

(注) 別途、総額3,000,000千円とする当座貸越契約(貸付人:株式会社りそな銀行1,000,000千円、株式会社みずほ銀行1,000,000千円、三井住友信託銀行株式会社1,000,000千円)があります。当期末現在、当該契約の借入額はありません。

### (11) 他の会社の株式の取得

当社は、2025年9月29日をもって、プレステージ株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,267,600株（自己株式 31,105株含む） |
| (3) 株主数      | 42,293名                     |
| (4) 大株主      |                             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社 F P コンサルティング	10,000,000株	43.04%
黒木 勉	4,076,841株	17.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	878,600株	3.78%
黒木 真澄	600,000株	2.58%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	363,900株	1.57%
F P パートナー従業員持株会	219,006株	0.94%
野村証券株式会社	107,132株	0.46%
米山 信之	56,000株	0.24%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	31,900株	0.14%
緒方 延泰	31,406株	0.14%

（注）発行済株式の総数から自己株式数（31,105株）を減じた株式数（23,236,495株）を基準に持株比率を算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	12,252 株	6 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長である黒木勉は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月2日付で税理士小川実を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年10月2日に第1回新株予約権（2020年9月29日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第1回新株予約権）は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、小川実に付与した第1回新株予約権700,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第1回新株予約権）は4つの契約（A01からA04まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

## 第1回新株予約権

決議年月日	2020年9月29日
新株予約権の数	700,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,400,000株
新株予約権の行使時の払込金額	200円
新株予約権の行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注)

### 1.新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記 (e) に定められる期間において、次の (a) から (d) に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a) 判定価格（下記 (e) に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。）。
- (e) 上記 (a) 乃至 (d) における「判定価格」を以下のとおり定義しております。
- (i) 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格
  - (ii) 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。

## 2. 本信託（第 1 回新株予約権）の詳細

本信託（第 1 回新株予約権）の内容は、以下のとおりです。

名称	新株予約権信託
委託者	黒木 勉
受託者	小川 実
受益者	受益者候補の中から本信託（第 1 回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2020年10月2日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 250,000個 (A02) 150,000個 (A03) 150,000個 (A04) 150,000個
交付日	(A01) 上場後 1 年が経過する日の翌営業日 (A02) 上場後 3 年が経過する日の翌営業日 (A03) 上場後 5 年が経過する日の翌営業日 (A04) 上場後 7 年が経過する日の翌営業日
信託の目的	(A01) に第 1 回新株予約権 250,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A02) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A03) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A04) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社、監査役及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者の中から、本信託（第 1 回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき当社が受益者として指定した者を受益者とします。

## 3. その他参考事項

上記は2023年7月1日付、分割比率 1 対 2 の株式分割後の情報を記載しております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	当社における担当及び重要な兼職の状況
黒 木 勉	代表取締役社長	合同会社FPコンサルティング 代表社員 公益財団法人KUROKI FOUNDATION 代表理事
田 中 克 幸	専 務 取 締 役	経営企画部長
安 達 健 二	取 締 役	auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役
桑 原 隆	取 締 役	新規事業開発部長
齋 藤 巧	取 締 役	リスクマネジメント部長兼管理部長
藤 井 喜 博	取 締 役	営業本部長 プレスステージ株式会社 取締役
井 阪 喜 浩	取 締 役	陽和土地株式会社 監査役
鈴 木 正 規	取 締 役	キャノン株式会社 社外取締役 株式会社オオバ 社外取締役 阪急阪神不動産株式会社 社外取締役
田 中 尚 幸	取 締 役	トップランナー法律事務所 代表 株式会社oh庭ya 社外監査役 一般社団法人スポーツキャリアアドバイザーズ 代表理事
中 川 真 紀 子	取 締 役	中川公認会計士事務所 代表 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社タウンズ 社外監査役
渡 邊 哲 也	常 勤 監 査 役	
桑 原 麻 美	監 査 役	桑原公認会計士事務所 所長 株式会社Legaseed 監査役
木 野 綾 子	監 査 役	法律事務所キノール東京 代表 鉄建建設株式会社 社外監査役 株式会社三五 社外取締役 神奈川中央交通株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役井阪喜浩氏、取締役鈴木正規氏、取締役田中尚幸氏及び取締役中川真紀子氏は、社外取締役であります。また、取締役中川真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役木野綾子氏及び監査役桑原麻美氏は、社外監査役であります。また、監査役桑原麻美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役井阪喜浩氏、鈴木正規氏、田中尚幸氏及び中川真紀子氏、監査役木野綾子氏及び桑原麻美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 取締役井阪喜浩氏、取締役鈴木正規氏、取締役田中尚幸氏及び取締役中川真紀子氏が当社社外取締役在任中並びに監査役木野綾子氏及び監査役桑原麻美氏が当社社外監査役在任中に、当社は、当社の保険代理店としての経営管理態勢、保険募集管理態勢に関する問題により、2025年8月6日に関東財務局より保険業法第306条に基づく行政処分を受けました。

各氏は、日頃から法令遵守の視点に立った発言を行っており、行政処分後は、事実経緯の正確な把握と報告を求め、業務運営の適正化に向けた仕組みや態勢の見直しを促すとともに、2025年10月6日付「業務改善計画書」の提出後はその進捗状況を確認し、独立した客観的かつ中立的な立場から適宜発言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、以下のとおりであります。
- (1) 2025年2月28日開催の第15回定時株主総会において、田中尚幸氏が取締役として、また、渡邊哲也氏及び木野綾子氏が監査役として、新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2025年2月28日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役緒方延泰氏、監査役太田賢孝氏及び監査役黒須篤夫氏が任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中に生じた取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	年月	地位及び担当（異動前）	地位及び担当（異動後）
齋藤 巧	2025年3月	取締役 リスクマネジメント部長	取締役 リスクマネジメント部長兼管理部長

7. 当事業年度後に生じた取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	年月	地位及び担当（異動前）	地位及び担当（異動後）
田中 克幸	2026年1月	専務取締役 経営企画部長	専務取締役
藤井 喜博	2026年1月	取締役 営業本部長	取締役
安達 健二	2026年1月	取締役	取締役 経営企画部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額の合計額を上限として、損害賠償責任を負うものとする旨を定めた契約を締結しております。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は黒木勉氏、田中克幸氏、安達健二氏、桑原隆氏、齋藤巧氏、藤井喜博氏、井阪喜浩氏、鈴木正規氏、田中尚幸氏、中川真紀子氏、渡邊哲也氏、桑原麻美氏及び木野綾子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び

同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

#### **(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、執行役員、取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であります。

#### **(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額**

##### **① 取締役の定額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項**

2024年1月15日付の取締役会において、取締役の個人別の定額報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、当該額は当社の置かれた経営環境や業界における経済情勢を踏まえ、社外取締役と事前に協議したうえ、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定すると決議しております。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しません。

##### **② 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定方針に関する事項**

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬とします。2024年2月28日付の定時株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定される金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を付与することとし、付与の時期については、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、原則として当社又は当社子会社の役

職員の地位を退任・退職するまでの間とします。

③ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、客観性及び透明性を確保するため、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、取締役の種類別の報酬割合については、当該指名報酬委員会において、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を行ったうえで、当社の業績に鑑み支給の都度決定をしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2020年2月26日付の定時株主総会において、取締役の報酬等については年額300,000千円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）、監査役の報酬等については年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）、監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。

また、2024年2月28日付の定時株主総会において、基本報酬枠のうち社外取締役分を70,000千円以内とするとともに、社外取締役を除く取締役に対しては基本報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式の付与のために年額100,000千円以内の金銭報酬債権を支給することと決議されております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は4名、社外取締役を除く取締役の員数は6名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬について決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名報酬委員会において、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	143,065 (32,400)	137,400 (32,400)	- (-)	5,665 (-)	11名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	16,200 (7,200)	16,200 (7,200)	-	-	5名 (3名)

(注)

1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人員、支給総額には、当期中に任期満了で退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおりません。当期末の人数は取締役10名、監査役3名であります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は「② 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定方針に関する事項」及び「④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役

取締役 井 阪 喜 浩

ア. 重要な兼職先と当社との関係

陽和土地株式会社の監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は行政機関等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 鈴 木 正 規

ア. 重要な兼職先と当社との関係

キャノン株式会社の社外取締役、株式会社オオバの社外取締役及び阪急阪神不動産株式会社の社外取締役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会25回中24回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は財務省及び金融庁といった行政機関での勤務経験及び会社経営等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 田 中 尚 幸

ア. 重要な兼職先と当社との関係

トップランナー法律事務所の代表、株式会社oh庭yaの社外監査役及び一般社団

法人スポーツキャリアアドバイザーズの代表理事を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外取締役就任以降の、当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は弁護士としての豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、経営全般のガバナンス及びリスクマネジメント等の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 中川真紀子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中川公認会計士事務所の代表、ESネクスト有限責任監査法人の理事パートナー及び株式会社タウンズの社外監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会25回中24回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は企業監査及び財務会計における豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

## ② 社外監査役

監査役 木野綾子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

法律事務所キノール東京の代表、鉄建建設株式会社の社外監査役、株式会社三五の社外取締役及び神奈川中央交通株式会社の社外取締役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任以降の、当事業年度開催の取締役会20回中18回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任以降の、当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

監査役 桑 原 麻 美

ア. 重要な兼職先と当社との関係

桑原公認会計士事務所の所長、株式会社Legaseedの監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会25回全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会18回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 47,000千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 47,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人評価の中で監査報酬決定手続きについても確認を行っています。

取締役、管理部・内部監査部及び会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を決議しています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を考慮したうえで、累進配当を継続して実施することを基本方針としております。配当性向については45%を目安としております。また、機動的な配当政策を図り、株主の皆様への利益配分を充実させるため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、中間配当及び期末配当の年2回実施できる旨定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2026年1月28日開催の取締役会決議により、1株当たり47円の配当とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(自2024年12月1日 至2025年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
<b>売上高</b>		<b>32,104,060</b>
<b>売上原価</b>		
外交員報酬	17,790,996	
外交員法定福利費	2,191,570	
リース取得関連費	1,250,924	
その他	197,027	21,430,518
<b>売上総利益</b>		<b>10,673,542</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>7,689,356</b>
<b>営業利益</b>		<b>2,984,185</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	10,041	
受取配当金	148,375	
その他	31,676	190,094
<b>営業外費用</b>		
支払利息	6,131	
固定資産除却損	8,277	
株式報酬費用消滅損	4,628	
その他	1,474	20,512
<b>経常利益</b>		<b>3,153,767</b>
<b>特別損失</b>		
抱合せ株式消滅差損	52,426	52,426
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,101,341</b>
法人税、住民税及び事業税	1,053,470	
法人税等調整額	5,484	1,058,954
<b>当期純利益</b>		<b>2,042,386</b>

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社F Pパートナー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 健一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F Pパートナーの2024年12月1日から2025年11月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、当社は関東財務局から2025年8月6日付で業務改善命令を受け、2025年10月6日付で業務改善計画を提出しました。監査役会としてはこの事実を重く受け止め、業務改善計画に記載した業務改善の取り組みが着実に実行されるよう、引き続き注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月26日

株式会社FPパートナー 監査役会

常勤監査役 渡 邊 哲 也 (印)

社外監査役 桑 原 麻 美 (印)

社外監査役 木 野 綾 子 (印)

以 上

## 第16回定時株主総会会場ご案内図

会 場 〒112-0004 東京都文京区後楽一丁目5番3号 後楽国際ビルディング  
日中友好会館 本館 地下1階 大ホール

電 話 03-6801-5430 (代表)

交 通 都営大江戸線「飯田橋」駅C3出口より徒歩1分

J R中央・総武線「飯田橋」駅東口、

地下鉄東西線・有楽町線・南北線「飯田橋」駅A1出口より徒歩7分

J R中央・総武線「水道橋」駅西口より徒歩8分

地下鉄丸ノ内線「後楽園」駅より徒歩10分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。